

石岡市学童保育事業条例

平成18年3月24日

条例第24号

改正 平成19年3月16日条例第21号

平成22年9月13日条例第18号

平成27年3月19日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、昼間、保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。)のいない家庭の児童を対象に行う保育事業(以下「学童保育事業」という。)の実施について必要な事項を定め、児童の健全育成を図ることを目的とする。

(平22条例18・一部改正)

(児童クラブ)

第2条 学童保育事業を実施する放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)の名称、位置及び定員は、規則で定める。

2 前項に規定する児童クラブは、10人以上の利用者をもって開設する。

(事業)

第3条 児童クラブは、次に掲げる活動をもって学童保育事業を実施する。

- (1) 遊戯、創作等を通しての児童の育成指導
- (2) 児童の育成指導上必要な事項についての保護者との連絡
- (3) その他児童の健全育成に必要な活動

(対象児童)

第4条 児童クラブに入所することができる児童(以下「対象児童」という。)は、原則として本市が設置する小学校の第1学年から第6学年までに在学する児童で、当該児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより放課後等において保護者による保育を受けることができないと認められ、かつ、同居の親族その他の者からも保育を受けることができないと認められるものとする。

- (1) 昼間居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

(3) その他前2号に類する状態にあると教育委員会が認めるとき。

(平19条例21・平22条例18・一部改正)

(入所の許可)

第5条 対象児童を児童クラブに入所させようとする保護者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をするときは、児童クラブの管理運営上必要な条件を付すことができる。

(平19条例21・一部改正)

(入所の優先)

第6条 教育委員会は、前条の許可をするに当たり、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する対象児童を、優先して許可することができる。

(1) 母子家庭又は父子家庭の世帯

(2) 世帯員に、対象児童のほか身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳又は療育手帳制度(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)による療育手帳の交付を受けている者がおり、その障害がほかの世帯員による介護を常時必要とする程度であるため、当該対象児童の保育が十分に行われないと認められる世帯

2 前項に規定する世帯以外の世帯に属する対象児童については、低学年の対象児童から、優先して許可することができる。

(平19条例21・一部改正)

(退所の申出)

第7条 第5条第1項の規定に基づき許可を受けた対象児童(以下「入所児童」という。)を児童クラブから退所させようとする保護者は、あらかじめ教育委員会にその旨を申し出なければならない。

(平19条例21・一部改正)

(支援員の設置)

第8条 学童保育事業の効果的な運営を図るため、児童クラブに放課後児童支援員(以下「支援員」という。)を置く。

(平27条例11・一部改正)

(支援員の服務)

第9条 支援員は、その職務を自覚し、常に職務を誠実公正に遂行しなければならない。

2 支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平27条例11・一部改正)

(負担金)

第10条 入所児童の保護者は、学童保育事業に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の負担金の額は、児童1人につき月額4,000円とする。

3 入所が1月に満たない月の負担金の額は、当該月における児童の児童クラブ在籍日数(月の途中における入所のときは教育委員会が許可した通所開始日を、月の途中における退所のときは保護者からの退所申出に基づく最後の通所日を、それぞれ始期、終期とする期間の日数をいう。)から当該在籍期間中の児童クラブ閉所日数を減じて得た日数に400円を乗じて得た額とし、その額が4,000円を超えるときは、4,000円とする。

(平19条例21・一部改正)

(負担金の減免)

第11条 前条の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金の全部又は一部を減免することができる。

(1) 保護者の世帯が、生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護を受けているとき。

(2) 保護者の世帯が、母子家庭又は父子家庭で市民税非課税世帯であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める家庭状態のとき。

(平19条例21・一部改正)

(許可の取消し)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、許可を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 健康又は行動に著しい問題がある等、児童が集団活動に不適であると認められるとき。

(3) 正当な理由なく負担金を滞納したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、児童クラブの運営に支障が生じたとき。

(平19条例21・一部改正)

(閉所)

第13条 児童クラブは、利用者が10人未満の場合は閉所することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月16日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正)

2 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例(平成17年石岡市条例第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成22年9月13日条例第18号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日条例第11号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

石岡市学童保育事業規則

平成19年4月1日

教育委員会規則第9号

改正 平成20年2月21日教委規則第3号

平成21年3月26日教委規則第3号

平成23年4月1日教委規則第2号

平成24年3月21日教委規則第3号

平成25年3月27日教委告示第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、石岡市学童保育事業条例(平成18年石岡市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置及び定員)

第2条 条例第2条に規定する名称、位置及び定員は次のとおりとする。

名称	位置	定員
石岡小児童クラブ	石岡市総社一丁目2番10号	35人程度
府中小児童クラブ	石岡市若松一丁目11番18号	105人程度
高浜小児童クラブ	石岡市高浜62番地	35人程度
東小児童クラブ	石岡市旭台一丁目11番3号	90人程度
三村小児童クラブ	石岡市三村1853番地	35人程度
関川小児童クラブ	石岡市石川1153番地	30人程度
北小児童クラブ	石岡市根当10949番地	45人程度
南小児童クラブ	石岡市南台四丁目1番1号	90人程度
杉並小児童クラブ	石岡市若松二丁目3番1号	90人程度
園部小児童クラブ	石岡市宮ヶ崎6	70人程度
東成井小児童クラブ	石岡市東成井996番地	35人程度
瓦会小児童クラブ	石岡市瓦谷1135番地2	35人程度
林小児童クラブ	石岡市下林857番地1	35人程度
柿岡小児童クラブ	石岡市柿岡2159番地2	45人程度
小桜小児童クラブ	石岡市川又746番地	20人程度
恋瀬小児童クラブ	石岡市小見832番地1	20人程度

葦穂小児童クラブ	石岡市小屋1054番地	45人程度
小幡小児童クラブ	石岡市小幡4080番地	35人程度
吉生小児童クラブ	石岡市吉生513番地2	35人程度

(平24教委規則3・全改, 平25教委告示2・一部改正)

(保育時間)

第3条 条例第2条に規定する児童クラブの保育時間は, 学校終業時から午後6時30分までとする。ただし, 石岡市立学校管理規則(平成17年石岡市教育委員会規則第20号)第3条第1項第3号から第9号及び同条第2項に規定する学校の休業日(ただし, 当該休業日が次条に規定する休所日に当たるときを除く。)にあっては, 午前8時から午後6時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず, 教育委員会が必要と認めるときは, 保育時間を変更することができる。

(休所日)

第4条 児童クラブの休所日は, 次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日に関する法律」という。)に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日 ただし, 土曜日は, 登所児童が10人以上いる児童クラブのみ保育を行う。

(3) 1月2日, 1月3日及び12月29日から12月31日までの日

(4) 8月13日から8月16日までの4日間を含んだ毎年教育委員会が定める期間

2 前項の規定にかかわらず, 教育委員会が必要と認めるときは, 休所日を別に定めることができる。

(対象児童)

第5条 条例第4条第3号に規定する, 教育委員会が必要と認めるときとは, 次に掲げるとおりとする。

(1) 保護者が病気等で療養中であるとき。

(2) 保護者による介護を要する親族がいるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか特に必要と認めるとき。

(平20教委規則3・追加)

(入所の申請及び許可)

第6条 条例第5条の規定に基づき入所の許可を受けようとする保護者は、児童クラブ入所申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 家庭状況調書(様式第2号)
- (2) 就労証明書(様式第3号)
- (3) その他必要な書類

2 教育委員会は、前項の規定により保護者から申請があったときは、入所の可否を決定し、児童クラブ入所許可通知書(様式第4号)又は児童クラブ入所不許可通知書(様式第5号)により、当該保護者に通知するものとする。

(平20教委規則3・旧第5条線下)

(退所の申出)

第7条 条例第7条の規定に基づき退所を申し出ようとする保護者は、児童クラブ退所申出書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(平20教委規則3・旧第6条線下)

(負担金の納付)

第8条 条例第10条に規定する負担金は、各月の末日(ただし、12月にあっては25日とする。)を納期限日(その日が日曜日若しくは土曜日又は祝日に関する法律に規定する休日(この条において「日曜日等」という。)に当たるときは、その日後における最初の日曜日等以外の日を納期限日とする。)として、納付しなければならない。

(平20教委規則3・旧第7条線下)

(負担金の減免)

第9条 条例第11条第1号及び第2号の規定により負担金を減免する場合は、次のとおりとする。

- (1) 条例第11条第1号の場合 免除
- (2) 条例第11条第2号の場合 免除

2 条例第11条第3号に規定する教育委員会が特に必要と認める家庭状態とは、同一世帯の兄弟姉妹で2人以上の児童が入所している場合とし、その負担金の額は、2人目の児童については2,000円とし、3人目以降の児童については免除とする。

3 条例第11条に規定する負担金の減免を受けようとする保護者は、児童クラブ負担金減免申請書(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により保護者から申請があったときは、減免の可否を決定し、児童クラブ負担金減免(承認・不承認)決定通知書(様式第8号)により、当該保護者に通知するものとする。

(平20教委規則3・旧第8条線下,平25教委告示2・一部改正)

(許可の取消し)

第10条 教育委員会は、条例第12条の規定により入所の許可の取消しを決定したときは、児童クラブ入所許可取消通知書(様式第9号)により、保護者に通知するものとする。

(平20教委規則3・旧第9条線下)

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

(平20教委規則3・旧第10条線下)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月21日教委規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日教委規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日教委規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日教委告示第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

(平25教委告示2・全改)

様式第2号(第6条関係)

(平25教委告示2・全改)

様式第3号(第6条関係)

(平25教委告示2・全改)

様式第4号(第6条関係)

(平20教委規則3・一部改正)

様式第5号(第6条関係)

(平20教委規則3・一部改正)

様式第6号(第7条関係)

(平20教委規則3・一部改正)

様式第7号(第9条関係)

(平25教委告示2・全改)

様式第8号(第9条関係)

(平20教委規則3・一部改正)

様式第9号(第10条関係)

(平20教委規則3・一部改正)